

取引先の倒産による自社の連鎖倒産を防止したい

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

対象者

1年以上継続して事業を行っている中小企業者です。

内容

加入後6か月以上経過して取引先事業者が倒産（注）した場合、売掛金などの回収が困難となった額と、納付した掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付を受けることができます。（注：倒産には「夜逃げ」は含まれません。）

（1）毎月の掛金

- ①掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内（5,000円単位）で設定でき、加入後増額・減額することもできます。掛金総額は800万円まで積立てることができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- ②掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は掛け止めもできます。また40か月以上納付し、任意解約した場合、100%掛金が戻ります。

（2）税法上の取扱い

掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

（注）令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できなくなります。

（3）共済金の貸付の条件

- ①貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ②共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ③償還期間は貸付額に応じて償還期間（5年、6年、7年）がかわります。（償還期間には6か月の据置期間が含まれます。）
- ④早期償還手当金は貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より早期に完済して、一定の条件を満たす場合に支給されます。

（4）一時貸付金制度

臨時に事業資金を必要とする時は、解約手当金の95%の範囲内で貸付けを受けることができます。

活用方法

- （1）下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、申し込んでください。（申込金は不要です。）
- （2）中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済契約締結証書・加入者必携をお送りします。
- （3）掛金の初回の引き落としは、原則として加入申込月の翌々月となります。（加入申込月の当月分と翌月分、翌々月分の3か月分の掛金が請求され、その後は毎月請求されます。この他、加入時のみ振込みによる前納もごさいます。）
- （4）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入手続きを行った委託機関に共済金の貸付請求をしてください。
- （5）共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」参照）、金融機関

